

令和2年第1回瑞穂市教育委員会定例会会議録

令和2年1月30日（木）午後2時00分開議

議事日程

開会及び開議の宣告

日程第1 令和元年第12回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について

日程第2 会議録署名委員の指名について

日程第3 報告第1号 専決処分の報告について

日程第4 議案第1号 瑞穂市次世代育成支援対策協議会委員の委嘱について

日程第5 議案第2号 瑞穂市放課後児童健全育成事業の届出等に関する要綱の
制定について

日程第6 議案第3号 瑞穂市公民館条例施行規則等の一部を改正する規則につ
いて

日程第7 意見聴取 瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例について

日程第8 教育長の報告

日程第9 その他

閉会の宣言

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○本日の会議に出席した委員

加 納 博 明

加 藤 悟

森 下 伊三男

大 平 高 司

○本日の会議に欠席した委員

加木屋 加緒里

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

教育次長	児 玉 太
教育総務課長	松 島 孝 明
学校教育課長	小 川 瑞 樹
学校教育課主幹	曾我部 雄 志
幼児支援課長	林 美 穂
幼児支援課総括課長補佐	今 木 浩 靖
生涯学習課長	児 玉 睦
生涯学習課総括課長補佐	野 津 浩 行

○本日の会議に職務のため出席した者の職・氏名

教育総務課総括課長補佐	松 野 英 泰
-------------	---------

○傍聴者

なし

開会及び開議の宣告

- 教育長** 只今から令和 2 年第 1 回瑞穂市教育委員会定例会を開会致します。それでは、日程に従って進めさせていただきます。
-

日程第 1 令和元年第 1 2 回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について

- 教育長** 日程第 1 令和元年第 1 2 回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について、議題と致します。

事務局より過日郵送にてお配りいただいております。既に、訂正箇所のお申出がありますが、その他ご異議ございませんか。

異議がないようですので、訂正箇所を修正して、令和元年第 1 2 回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について、承認することと致します。

日程第 2 会議録署名委員の指名について

- 教育長** 本日の会議録署名委員の指名について、議題と致します。
大平委員にお願い致します。
-

日程第 3 報告第 1 号 専決処分の報告について

- 教育長** 日程第 3 報告第 1 号 専決処分の報告について、議題と致します。
事務局より説明を求めます。

- 教育総務課長** 日程第 3 専決処分の報告について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、瑞穂市教育委員会に報告する。令和 2 年 1 月 30 日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

- 教育長** ご質問はございますか。
○**大平委員** この件について債務者は何人ですか。
○**教育総務課長** 2 名より異議申し立てがございました。

○大平委員 異議申し立ての内容は、分割納付にすることですか。支払いの意思はお有りですね。

○教育総務課長 はい。

○教育長 その他ご質疑ございませんか。

異議なしと認めます。日程第3 報告第1号 専決処分の報告について、承認することと致します。

日程第4 議案第1号 瑞穂市次世代育成支援対策協議会委員の委嘱について

○教育長 日程第4 議案第1号 瑞穂市次世代育成支援対策協議会委員の委嘱について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○幼児支援課長 日程第4 議案第1号 瑞穂市次世代育成支援対策協議会委員の委嘱について、瑞穂市次世代育成支援対策協議会委員に別紙の者を委嘱したいので、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第6号）第1条第11号の規定により教育委員会の議決を求める。令和2年1月30日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、瑞穂市次世代育成支援対策協議会委員が欠けたことから、瑞穂市附属機関設置条例（平成20年瑞穂市条例第30号）第4条第2項の規定により、瑞穂市次世代育成支援対策協議会委員を委嘱するもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○教育長 ご質問はございますか。

○森下委員 任期が3月25日になっています。残任期間の2か月ですか。その後は改めて新たな委嘱となりますか。

○幼児支援課長 はい。

○教育長 この方は、瑞穂市民生委員・児童委員協議会の代表として来ていただく方です。前任の方が交代をされましたので残りの任期について承認をいただくものです。

その他ご質疑ございませんか。

異議なしと認めます。日程第4 議案第1号 瑞穂市次世代育成支援対策協議会委員の委嘱について、可決することと致します。

日程第5 議案第2号 瑞穂市放課後児童健全育成事業の届出等に関する要綱の制定について

○**教育長** 日程第5 議案第2号 瑞穂市放課後児童健全育成事業の届出等に関する要綱の制定について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**幼児支援課長** 日程第5 議案第2号 瑞穂市放課後児童健全育成事業の届出等に関する要綱の制定について、瑞穂市放課後児童健全育成事業の届出等に関する要綱案を別添のとおり提出する。令和2年1月30日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の8の規定により、国、都道府県及び市町村以外の者が、放課後児童健全育成事業を行う際の届出等に必要な事項を定めた要綱を制定するもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○**教育長** 放課後児童クラブを民間の方で運営される場合の届出などについての要綱を整備するものです。

○**加藤委員** 届出された時の審査基準や決定した場合についてはどうされますか。

○**幼児支援課長** 条例等に鑑みて審査をいたします。決定した場合などについては、基準がないため要綱に設けませんでした。

○**加藤委員** 書類審査だけですか。

○**幼児支援課長** 現地の確認もいたします。

○**加藤委員** どこが許可をだすのですか。

○**幼児支援課長** 届出だけです。市の放課後児童クラブについても県などの監査はありません。

○**森下委員** 許認可ではないため届出だけですね。施設などに不備がある場合は第7条第3項により制限や停止ができますね。

○**幼児支援課長** はい。

○**森下委員** 廃止はしないが、休止をした後に再開する場合はどうするのですか。

○**幼児支援課長** 第4条第2項のとおりです。変更の届出になります。

様式の訂正をお願いします。様式第1号中の「メールアドレスのみ」を「該当する場合のみ」に変更をお願いします。

○**森下委員** 記入欄の括弧も余分ですか。

○**幼児支援課長** はい。削除をお願いします。

○**教育長** その他ご質疑ございませんか。

異議なしと認めます。日程第5 議案第2号 瑞穂市放課後児童健全育成事業の届出等に関する要綱の制定について、可決することと致します。

日程第6 議案第3号 瑞穂市公民館条例施行規則等の一部を改正する規則について

○**教育長** 日程第6 議案第3号 瑞穂市公民館条例施行規則等の一部を改正する規則について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**生涯学習課長** 日程第6 議案第3号 瑞穂市公民館条例施行規則等の一部を改正する規則について、瑞穂市公民館条例施行規則（平成27年教育委員会規則第10号）等の一部を改正する規則案を別紙のとおり提出する。令和2年1月30日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、瑞穂市公民館条例等の一部を改正する条例の施行に伴い、使用料減額に関する備考の追加及び様式の修正を行うため、瑞穂市公民館施行規則等の一部を改正するもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○**教育長** 規則の使用料の減額について端数処理の整備と様式中の利用施設の削除の提案となります。

ご質疑ございませんか。

○**加藤委員** 新旧対照表の様式の利用施設等の名称で瑞穂市穂積公民館とは、

市民センターのことですか。

○生涯学習課長 はい。

○教育長 公民館として届出をしてあります。

○生涯学習課長 施設一体で市民センターです。公民館は正面入口より南側となります。北側については体育施設となります。

○教育長 その他ご質疑ございませんか。

異議なしと認めます。日程第6 議案第3号 瑞穂市公民館条例施行規則等の一部を改正する規則について、可決することと致します。

日程第7 意見聴取 瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例について

○教育長 日程第7 意見聴取 瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○学校教育課長 日程第7 意見聴取 瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例について、瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。令和2年1月30日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）の施行に基づき、瑞穂市いじめ問題対策委員会を設置したく、市条例の改正を行うもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○教育長 3月議会に議案提出をいたします。事前にご意見を申し上げます。

○大平委員 新旧対照表のアンダーラインの部分の改正ですか。

○学校教育課長 2ページ目の部分についてを追加です。

○教育長 1ページ目の下線は不要ですね。

○教育次長 2ページ目の法以下の括弧部分についてが、1ページ目へ挿入になると思います。前項の関係もありますので他の部分も確認をいたします。

○教育長 内容等についてのご意見も申し上げます。

○森下委員 新旧対照表には、瑞穂市いじめ問題対策連絡協議会と瑞穂市いじ

め問題対策委員会があります、連絡協議会は資料のどの部分に入るのですか。

○**学校教育課長** 対応フローには出てきません。連絡協議会は、関係機関や団体が連携を図るための会です。重大事案に対応する会ではありません。

○**教育長** 連絡協議会は、年2回開催しています。瑞穂市がいじめ対策についてどのようにおこなっているのかなど、現状を報告した上でご意見を色々とうかがっています。

○**大平委員** 事案が発生した場合には、学校と教育委員会が各々に調査主体として設置するのですか。場合によって設置されるのですか、毎回ですか。

○**学校教育課長** 事案によります。客観的な視点で調査が必要と判断される場合は設置いたします。

○**教育長** それぞれの事案において、臨時に教育委員の皆様にご集まっただき事案を報告し、学校での調査では十分にできないと判断される場合に、**附属**機関である対策委員会を開催してご意見をお聞きいたします。議決いたしましたら対策委員の方に集まっただき調査をします。結果は、教育委員会に報告いただき、市長に報告します。重大な事案の場合に設置しますので、起きないように日ごろの指導をおこないたいと思います。

○**大平委員** 教員が多忙のために見えなかった事例もありますので、そのようなことが無いようにしてもらえればと思います。

○**加藤委員** 設置の判断は学校ですか。重大事案の場合、どこが設置を判断するのですか。

○**学校教育課長** いじめの事案があればその都度**学校から教育委員会**に連絡が入ります。学校ではなく教育委員会にて設置の必要性を判断します。

○**教育長** 問題事案は様式にそって報告がされます。内容によっては、事務局にて重大事案であるとして学校へ指示をします。場合によっては、学校より重大事案であるとして報告がされます。

国の法の施行においては、教育委員会だけではなく**市長部局**においても関わるべきとされています。また、第三者による調査組織が必要であるとして、制定されたものです。できる規定ではありますが重大事案が発生した場合に対策が直ぐにできるように**附属**機関の設置を提案させていただきます。

○**加藤委員** 学校現場は大変忙しいと思います。見過ごしてしまわないように、

また見ていても把握が遅れて指導が遅れないように。教員の目を育てることも大事だと思います。

○**教育長** 組織作りと同時に、日ごろから教職員の見逃さない目を作るのが大切です。

○**大平委員** 発達障がいなどの子どもの対応の仕方などについて、いじめとの判定は難しいと思います。教員の研修などで研究しておくのも大事なことだと思います。

○**教育長** 目を鍛えることとして研修も必要です。

その他ご質疑ございませんか。

異議なしと認めます。日程第7 意見聴取 瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例について、承認することと致します。

日程第8 教育長の報告

○**教育長** 1つ目は新型コロナウイルスについて、日本においても感染者が確認されています。国においては新型コロナウイルス感染症対策本部が設置されました。愛知県においても2名の感染者の方が確認されています。岐阜県ではまだです。市においては、新型肺炎対策推進会議が設置され、第1回では、行事・イベント開催時の予防対策への協力や各部署での関係機関からの情報に関して職員間の情報共有に努めることなどが決定されました。過度に心配をすることなく、マスクの着用や手洗いの徹底をするように保育所、幼稚園、学校へ指示をいたしました。また、教育委員会では所管の施設にアルコール消毒液などを設置していますが、活用をしていただけるように目立つように表示をして啓発をするようにしたところです。お手元に資料の配布をさせていただきましたが、これも日々状況が変わってきています。指定感染症の指定となりましたので、確認をされた場合には出席停止の処置も可能となりました。また、中国からの帰国者の方などへの対応の通知も来ています。発生国の中国の子どもたちも通学をしていますので、風評被害やいじめへ発展しないように、状況を教員が正確に理解をした上で話をしなくてはなりません。よく理解をするようにと指示を出したところです。

2つ目は新年度の予算案を策定中です。大きいものとしては、大月多目的

広場の整備工事が始まり安全祈願祭も行われ本年度は敷地北側の駐車場付近の整備ですが、新年度は大きな整備工事となってきます。令和3年度末を完成の予定をしています。また、ICT関連や総合センターも建築から経過をしていますので修繕工事やねりんピック岐阜もありますので改修工事ができればと準備を進めています。

日程第9 その他

○教育長 日程第9 その他に入ります。

教育次長。

○教育次長 法律の改正により補助職員が会計年度任用職員制度に代わりますので、新たに職員募集をおこなっています。補助職員として現在勤務されている方や新たに応募をされた方と面接をおこなうように事務を進めています。

○教育長 教育総務課長。

○教育総務課長 お手元に2月16日に予定をしています教育委員会表彰式の平成31年度被表彰候補者一覧を配布させていただきました。現在、195名です。委員の皆様には案内状を送付させていただきますので、ご出席をお願いします。

○教育長 学校教育課長。

○学校教育課長 新型コロナウイルスの発生国である中国籍の子どもの内、一時帰国している子どもの把握が完了したところです。数名が帰国をされています。県からの通知にもありますフロー図にそった対応をするよう指示をしました。

インフルエンザについて、牛牧小学校で2クラスが学級閉鎖をしています。

先ほどの、会計年度任用職員の移行に係わって募集をしていますが、幼稚園教諭や養護教諭については、まだ募集人数に達していません。お知り合いがあればご紹介をお願いします。

○教育長 幼児支援課長。

○幼児支援課長 重ねて、放課後児童クラブや保育所の職員を募集しています。

お知り合いがあればご紹介をお願いします。

○教育長 生涯学習課長。

○生涯学習課長 みずほ演劇祭が開催中です、お時間があればご観覧をお願いします。子ども会活動の発表会が2月16日午後より開催されます。お時間があればご出席をお願いします。先日の1月25日には瑞穂総合クラブで障がい者スポーツの冬季特別講座を開催いたしました。2種目でしたが参加した22名の子どもたちが喜んでくれました。

○教育長 ご質問ございますか。

今回の会議ですが、令和2年2月21日、金曜日、午後2時00分から令和2年第2回瑞穂市教育委員会定例会を予定しています。その次は、令和2年3月6日金曜日に臨時の教育委員会を予定しております。今年度の最終の定例会については、令和2年3月23日、月曜日、午後2時00分から令和2年第3回瑞穂市教育委員会定例会を予定していますのでよろしくをお願いします。

閉会の宣告

○教育長 本日はお忙しいところありがとうございました。これをもちまして、令和2年第1回瑞穂市教育委員会定例会を閉じさせていただきます。

閉会 午後3時05分

瑞穂市教育委員会会議規則第27条第2項の規定により、ここに署名する。

令和2年 月 日

瑞穂市教育委員会 教育長

委 員

※地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第13条第6項のただし書により、人事に関する事件その他の事件について、出席委員の3分の2以上の多数で議決があった場合は非公開とします。